

第四次中間とりまとめ（概要）

資源エネルギー庁
令和3年4月26日

- 1.ベースロード市場について**
- 2.容量市場について

1. ベースロード市場の取りまとめ内容

- 2019年度から導入されたベースロード市場（以下「BL市場」という。）について、過年度でのオークション結果に対する要望（例：翌期の契約交渉が本格化する1~2月頃にオークションを開催して欲しい）や、2021年1月の電力需給ひっ迫の検証を踏まえた対応の方向性（ヘッジ市場の活性化）として、以下の具体的対応を行うこととする。

主な課題	詳細	具体的対応
<p>オークション日程が買手の小売活動時期に合わない</p>	<p>➢ 買手事業者のニーズに対し、当該事業者の販売活動時期等を踏まえ、<u>オークション日程の見直しや回数の追加、その取引環境をどのように組み立てるか。</u> 等</p>	<p>BL市場での取引に厚みを持たせるべく、新電力を中心とする買手事業者の販売活動が本格化する年明け(例えば、1月下旬)にオークションを追加。</p>
<p>売買ニーズの不一致</p>	<p>➢ 上記、<u>オークション日程の見直しや回数の追加により、一定改善が期待</u>される。</p>	
<p>預託金の負担が大きい</p>	<p>➢ BL市場では、買い代金に対し一律3%の預託金が発生するが、そのことが買い入札事業者の負担となっているとの指摘もあり、<u>どのような水準が望ましいか。</u> 等</p>	<p><u>現状の預託金体系では、買手の事業者の負担となり、応札行動の足かせになっていることが、事業者の意見として挙げられている。</u> これらを踏まえ、JEPXにて<u>預託金の水準を引き下げる方向で検討</u></p>
<p>事業者の価格固定ニーズが乏しい</p>	<p>➢ BL市場は非対称規制であり、制度検討当初から、「小売の競争環境が一定程度進展」し、「卸市場が機能し競争が十分に活性化された段階」では、「終了することが望ましい」といったことも整理しており、<u>その必要性と市場環境を取り巻く状況をよくみながら、今後検討を進めること</u>としたい。</p>	

1. ベースロード市場について
- 2. 容量市場について**

容量市場の見直し

- 昨年9月のオークション結果公表以降、制度導入の意義も含めた制度全体の見直しの検討を実施。審議会（8回分）のほか、審議会関係者以外（オークションの専門家やオブザーバー以外の新電力等）の意見も踏まえた検討を行ってきた。

<見直しの具体的な内容>

1. 供給力の管理・確保

⇒ 安定供給に必要な供給力を確保・容量市場への参加促進

- 供給力として必要な設備容量（kW）確保は堅持
- 再エネの活用に資するデマンド・レスポンス（DR）枠を拡大（3→4%）
- オークションの2段階化
（実需給の4年前に目標調達量-2%、1年前に2%）

2. 価格決定手法の抜本的な見直し

⇒ 高い水準となった約定価格について、
その決定手法を適正化

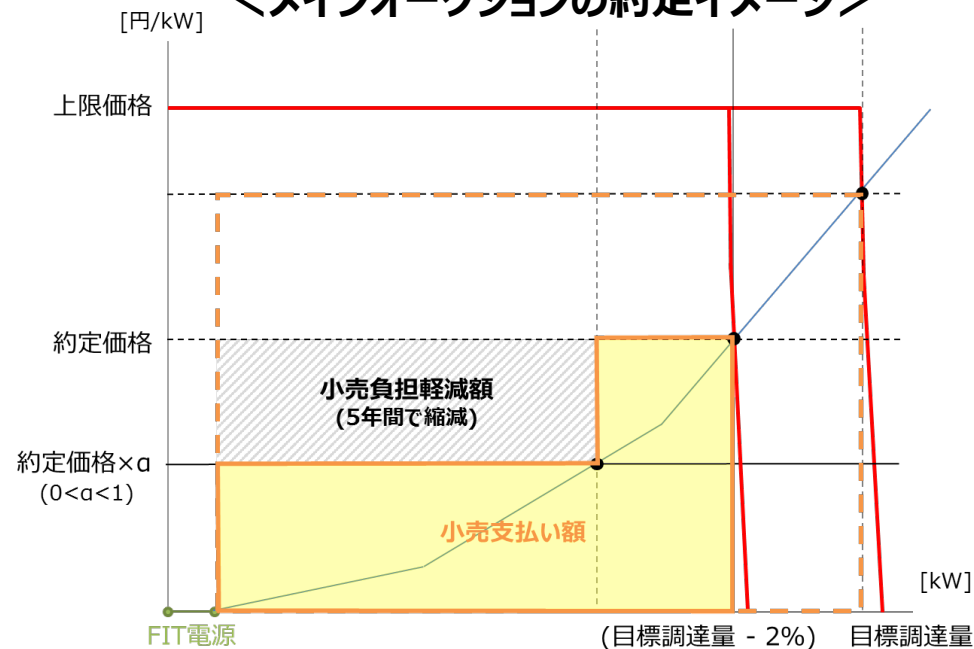
- 小売事業の激変緩和（従来の経過措置と逆数入札を廃止し、①電源の経過年数、②約定価格に応じた減額をあわせて導入）
- 監視等委員会による、入札価格の事前監視制の導入
- 約定結果の情報公開

3. 2050年カーボンニュートラルとの整合

⇒ 安定供給を前提としつつ、脱炭素化に向けた化石電源の抑制

- 非効率石炭火力については、設備利用率に応じて減額（稼働率50%超で20%減額）を行うインセンティブ措置を導入

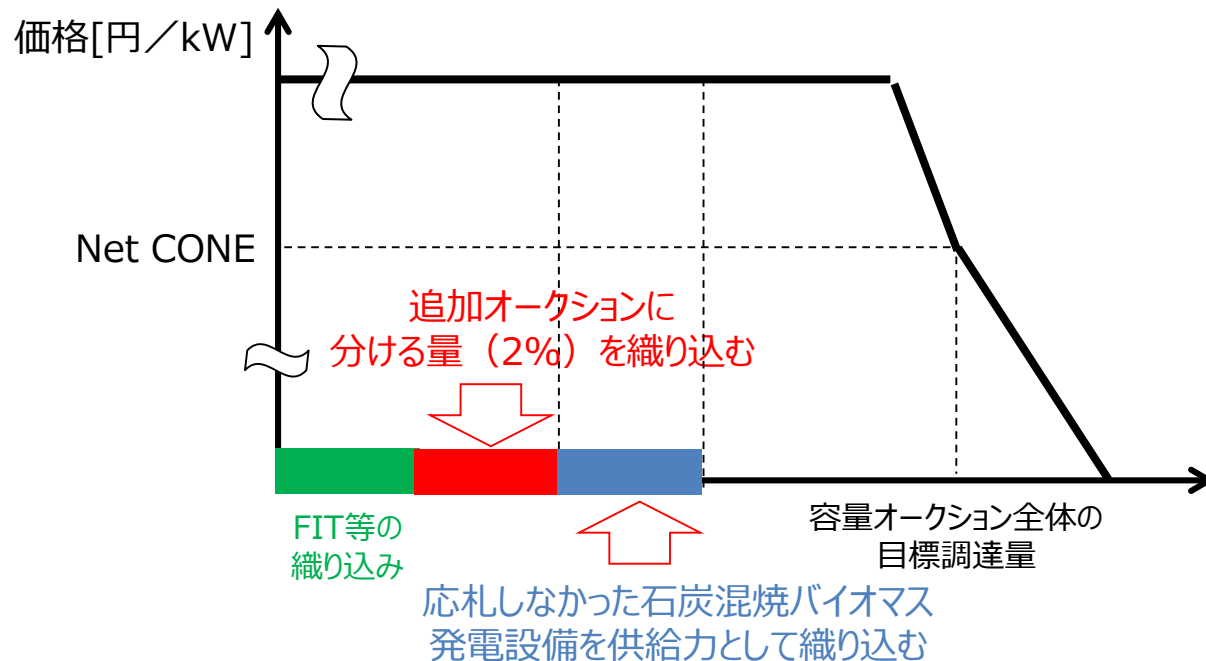
<メインオークションの約定イメージ>



1. 供給力の管理・確保

- 供給力として必要な設備容量 (kW) 確保は堅持
- 再エネの活用に資するデマンド・レスポンス (DR) 枠を拡大 (3→4%)
- H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで調達 (オークションの2段階化)
- 応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備を供給力として織り込む
- 休廃止の予定に関わらず、基本的に全ての電源に応札を求める
- 容量拠出金の一般送配電事業者の負担の見直し (6%→7%)

<需要曲線のイメージ>



2-1. 入札価格の事前確認制の導入

- これまでの事後監視に加えて、一定の価格を上回る価格で入札する場合について、入札価格の事前確認制を導入する
- 維持管理コストの解釈を明確化
(単年度分の費用のみ計上、事業税の算定方法など)

<入札価格の事前確認制>

(1) 対象事業者

- ✓ 市場支配的事業者（2021年度（実需給2025年度）オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者）

(2) 基準価格

- ✓ 前年度のNetCONE

(3) 手続

- ✓ 事前監視の期間は昨年の実績も踏まえて、2か月間とする（事前監視期間中の諸元の変動は、特段の事情がある場合、事前監視完了の2週間前まで受付け）

※事前監視の結果を超える価格で応札した場合、及び事前監視の対象者が事前監視を受けずに前年度のNetCONEを超える価格で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で、応札を取り消す

2-2. 価格決定手法の抜本的な見直し

- 激変緩和措置（小売負担の抑制措置）として、これまでの経過措置・逆数入札を廃止
- その上で、「①電源等の経過年数に応じて減額する方法」と「②入札価格等の入札内容に応じて減額する方法」を併せた減額措置をとる
 - ①2010年度末までに建設された電源を減額
 - ②応札価格が約定価格に対して一定の割合以下の電源を減額
- 一回目のオークション結果を用いたシミュレーションをもとに減額規模を想定した上で減額率を決定（2025年度は22%の減額規模）

<容量確保契約金額の控除の算定方法（2025年度の場合）>
約定価格×（①の対象は1-7.5%）×（②の対象は1-18.0%）

<容量確保契約金額の控除の設定率>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①電源等の経過年数に応じた減額	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%
②入札価格に応じた減額	18.0%	14.4%	10.8%	7.2%	3.6%

2-3. 約定結果の情報公開

- 一回目のオークションの結果については、相対契約の協議を目的として、相対契約に係る電源の落札結果をその関係者間において個別に開示していた。
- 新たに、事業者名、電源ID（応札単位の附番）、落札容量という内容についてオークション結果として広く公表する。

<情報公開のイメージ>

参加事業者名	電源ID	落札容量
〇〇電力	00001	3万kW
△△電力	00002	5千kW
〇〇風力株式会社	00003	2千kW
・	・	・
・	・	・
・	・	・

※応札単位の附番：毎年度、落札した電源等に対して、応札単位ごとに附番を設定

3. 2050年カーボンニュートラルとの整合

- ❑ 非効率な石炭火力について、設備利用率に応じて減額を行うインセンティブ措置を導入。
- ❑ その対象範囲は、設計効率（超々臨界（USC）並みの発電効率42%以上/未満）を基準とする
- ❑ 50%超の設備利用率だった場合、20%の減額

<インセンティブ設計のイメージ>

